

2026年度

履 修 要 項

大学院理学研究科

名古屋市立大学

【履修上の注意事項】

1. 指導教員は特別な理由がない限り、修了まで変更はできません。
2. 前期課程の科目履修については、指導教員と相談して必要な科目を履修してください。
3. 演習と特別研究の時間は博士前期課程・後期課程ともに時間割に掲載されていませんが、指導教員と相談して指導を受けてください。
4. 入学後直ちに指導教員と相談して特別研究の課題を決め、研究を開始してください。授業以外の時間は、研究に専念するように心がけてください。
5. 長期履修や外部に対する研究発表など、研究にかかわることは、博士前期課程・後期課程にかかわらず指導教員に相談してください。

目 次

研究科の理念・目的、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

I	2026年度理学研究科学事日程	1
II	入学から学位取得まで	3
III	履修要領	5
IV	授業科目	8
V	「社会課題解決型脳神経科学大学院プログラム(International Program to Conjoin Brain Science and Society)」の履修について	12
VI	名古屋市立大学他研究科との単位互換に関する内規	15
VII	教員一覧	16
VIII	名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程	17
IX	大学院理学研究科における修士の学位に関する審査内規	20
X	大学院理学研究科における博士の学位に関する審査内規	22
X I	大学院理学研究科博士（後期）課程中間審査に関する内規	25
X II	大学院理学研究科における学位論文の評価基準に関する内規	26
X III	大学院理学研究科における長期履修制度に関する細則	27
X IV	理学研究科における長期履修制度について	29
X V	暴風警報発令時等の緊急時における 授業・試験の対応について	31
X VI	定期試験及び定期試験に代わるレポート課題における 不正行為に対する懲戒等及び措置に関する指針	33

研究科の理念・目的、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

理学研究科の理念・目的

理学の研究分野を有機的に配置し、科学技術の更なる発展と人類の英知による持続可能な社会の実現を目指した研究教育を行うことを理念とし、以下に示す人材養成および教育研究上の目的を定める。

- (1) 生命科学・物質科学・数理情報科学の各分野における基礎学力と技術を身に付け、各分野またはその融合分野の発展に貢献できる人材を育成する。
- (2) 社会人を含め、従来の学問分野の枠にとらわれない学際的な学問を志す学生を広く受け入れ、地域社会、国際社会で活躍できる人材を育成する。

カリキュラム・ポリシー

<博士前期課程>

課程編成

理学研究科理学情報専攻博士前期課程は、

- ・生命のメカニズムや歴史、生物と環境との関わりを、バイオサイエンスやインフォマティクスを応用して探求するために必要な科目を学ぶ生命情報系
- ・自然界における未知の現象の発見や、私たちが実社会において克服すべき問題点の解決に、数学・物理学・化学、さらに情報科学などを応用して取り組むために必要な科目を学ぶ自然情報系

の2系から成り、自然の摂理の解明や、複雑な現代社会が抱える問題の解決に、分野横断的な科学技術を応用して取り組むことのできる人材を養成するために、次のようなカリキュラムを編成しています。

コースワークにおいては、まず、共通科目として、理学情報専攻に入学した学生がまず身につけて欲しい共通性の高い基礎知識を提供する必修科目を配置しています。続いて、専門科目として、理学研究科における各専門分野の学問体系を博士前期課程大学院生の学力レベルにおいて教授する選択科目を配置しています。さらに、演習科目として、研究分野ごとの話題において、調査発表・討論のトレーニングをゼミ形式で行う必修科目を配置しています。

リサーチワークにおいては、特別研究として、指導教員による2年間（社会人学生にあっては2～3年間）の研究指導に基づき、その研究成果を論文にまとめるとともに口頭発表する必修科目を配置しています。研究指導は、年度始めに作成された研究指導計画書の内容に基づいて行われ、その成果は年度末の研究指導報告書に記されます。

実践

その実践においては、コースワークにより、理学全般における幅広い知識を身につけさせ、リサーチワークにより、理学の専門分野における、課題解決能力・独創性、倫理性と責任感などを育みます。

学修成果の評価方法

コースワークの学修成果は、試験、レポートやプレゼンテーションなどから評価を行います。また、リサーチワークの学修成果は、研究の立案能力、研究の実施能力、研究成果の解析能力、研究の進捗状況や結果の説明能力、ミーティングや学会発表の資料作成能力、論文作成能力やコミュニケーション能力などから評価を行います。

< 博士後期課程 >

課程編成

理学研究科理学情報専攻博士後期課程は、

- ・生命のメカニズムや歴史、生物と環境との関わりを、最先端のバイオサイエンスやインフォマティクスを駆使して探求するために必要な科目を学ぶ生命情報系
- ・自然界における未知の現象の発見や、私たちが実社会において克服すべき問題点の解決に、数学・物理学・化学さらに情報科学などを駆使して取り組むために必要な科目を学ぶ自然情報系の2系から成り、自然の摂理の解明や、複雑な現代社会が抱える様々な問題の解決に、高度で分野横断的な科学技術を駆使して取り組むことのできる人材を養成するために、次のようなカリキュラムを編成しています。

コースワークにおいては、理学研究科における各専門分野の学問体系や専門技術を博士後期課程大学院生個々の特殊性を考慮して教授する専門科目、研究分野ごとの話題において、調査発表・討論のトレーニングをゼミ形式で行う必修科目である演習科目を配置しています。

リサーチワークにおいては、特別研究として、指導教員による研究指導に基づき、3年間（社会人学生にあつては最長5年間）の研究を行い、その研究成果を論文にまとめるとともに口頭発表する必修科目を配置しています。研究指導は、年度始めに作成された研究指導計画書の内容に基づいて行われ、その成果は年度末の研究指導報告書に記されます。

実践

その実践においては、コースワークにより、理学全般における幅広く深い知識を身につけさせ、リサーチワークにより、理学の専門分野において国際的に通用する水準の、課題探索能力、高度な課題解決能力・高い独創性、語学力・高い倫理性と責任感などを育みます。

学修成果の評価方法

コースワークの学修成果は、試験、レポートやプレゼンテーションなどから評価を行います。また、リサーチワークの学修成果は、研究の立案能力、研究の実施能力、研究成果の解析能力、研究の進捗状況や結果の説明能力、ミーティングや学会発表の資料作成能力、論文作成能力やコミュニケーション能力などから評価を行います。

ディプロマ・ポリシー

<博士前期課程>

理学研究科では、生命科学、物質科学、数理情報科学などの研究分野において幅広い知識を備え、個別の分野における研究能力と専門性を必要とする職業を担う人材を育成するという教育目標の下、以下の能力を有すると認められた者に対し、修了を認定し、修士（理学）の学位を授与します。

- ・理学の専門分野において、主体的に研究を行う能力を身に着けている。
- ・未知の課題を解決するための手法を考える能力を体得している。
- ・研究する上で独創性が重要なことを理解している。
- ・研究を遂行する上で必要な基本的能力(討論、研究発表など)を有している。
- ・倫理性と責任感をもって研究を遂行することができる。

<博士後期課程>

理学研究科では、生命科学、物質科学、数理情報科学などの研究分野において幅広く深い知識を備え、個別の分野における高い研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担う人材を育成するという教育目標の下、以下の能力を有すると認められた者に対し、修了を認定し、博士（理学）の学位を授与します。

- ・理学の専門分野において、国際的に通用する水準の研究を行う能力を身に着け、自立した研究者として各分野で貢献できる。
- ・未知の課題を探し出し、その重要性を判断し、課題解決に向けての手法を自ら考え、実際に課題を解決する能力を体得している。
- ・研究する上で独創性が重要なことを深く理解し、自ら独創性を正當に評価でき、これを志向した態度を体得している。
- ・研究を高いレベルで遂行する上で必要な能力(討論、研究発表、共同研究の遂行、研究環境の構築など)を有している。
- ・英語による研究論文の執筆や国際会議での発表に必要な語学力を身につけている。
- ・高い倫理性と責任感をもって研究を遂行することができる。

I 2026年度 理学研究科学事日程

【前期】

	日	月	火	水	木	金	土	学 事
4 月				1	2	3	4	6 入学式
	5	6	7	8	9	10	11	6-10 履修登録期間(前期・後期・通年科目)
	12	13 ①	14 ①	15 ①	16 ①	17 ①	18	13 前期授業開始
	19	20 ②	21 ②	22 ②	23 ②	24 ②	25	13-17 履修登録状況確認期間
	26	27 ③	28 ③	29 ③	30 ③			29 昭和の日【授業開講日】
5 月						1 ③	2	7 学生研究指導計画書提出 7-13 履修取消期間
	3	4	5	6	7 ④	8 ④	9	
	10	11 ④	12 ④	13 ④	14 ⑤	15 ⑤	16	
	17	18 ⑤	19 ⑤	20 ⑤	21 ⑥	22 ⑥	23	
	24	25 ⑥	26 ⑥	27 ⑥	28 ⑦	29 ⑦	30	
	31							
6 月		1 ⑦	2 ⑦	3 ⑦	4 ⑧	5 ⑧	6	
	7	8 ⑧	9 ⑧	10 ⑧	11 ⑨	12 ⑨	13	
	14	15 ⑨	16 ⑨	17 ⑨	18 ⑩	19 ⑩	20	
	21	22 ⑩	23 ⑩	24 ⑩	25 ⑪	26 ⑪	27	
	28	29 ⑪	30 ⑪					
7 月				1 ⑪	2 ⑫	3 ⑫	4	15-17 修士論文内容要旨電子ファイル提出(秋修了生) 17 課程博士学位授与申請・中間審査書類提出(秋修了生) 20 海の日【授業開講日】 21-23 修士学位授与申請(秋修了生) 29 前期授業最終日 30-8/5 前期末試験
	5	6 ⑫	7 ⑫	8 ⑫	9 ⑬	10 ⑬	11	
	12	13 ⑬	14 ⑬	15 ⑬	16 ⑭	17 ⑭	18	
	19	20 ⑭	21 ⑭	22 ⑭	23 ⑮	24 ⑮	25	
	26	27 ⑮	28 ⑮	29 ⑮	30 試	31 試		
8 月							1	6-9/24 夏季休業期間
	2	3 試	4 試	5 試	6	7	8	19-20 博士論文公聴会・中間審査発表会(秋修了生・候補日) 21 修士論文発表会(秋修了生・候補日)
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
9 月			1	2	3	4	5	7 学生研究指導報告書提出(秋修了生)
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30				

は、学部等事務室業務を取り扱いません。○は、講義開講日(数字は講義回数)です。

※国民の祝日に関する法律に規定する休日は学則で休業日とされていますが、前期授業回数確保のため4月29日(水)と7月20日(月)を授業開講日とします。

【後 期】

	日	月	火	水	木	金	土	学 事
10 月		9/28	9/29	9/30	1 ^①	2 ^①	3	1-8 履修登録・確認期間 1 後期授業開始
	4	5 ^①	6 ^①	7 ^①	8 ^②	9 ^②	10	
	11	12 ^②	13 ^②	14 ^②	15 ^③	16 ^③	17	12 スポーツの日【授業開講日】
	18	19 ^③	20 ^③	21 ^③	22 ^④	23 ^④	24	16-22 履修取消期間
	25	26 ^④	27 ^④	28 ^④	29 ^⑤	30 ^⑤	31	28 開学記念日【授業開講日】
11 月	1	2 ^⑤	3 ^⑤	4 ^⑤	5 ^⑥	6 ^⑥	7	3 文化の日【授業開講日】 4 学生研究指導計画書提出(秋入学生)
	8	9 ^⑥	10 ^⑥	11 ^⑥	12 ^⑦	13 ^⑦	14	
	15	16 ^⑦	17 ^⑦	18 ^⑦	19 ^⑧	20 ^⑧	21	
	22	23 ^⑧	24 ^⑧	25 ^⑧	26 ^⑨	27 ^⑨	28	23 勤労感謝の日【授業開講日】
	29	30 ^⑨						
12 月			1 ^⑨	2 ^⑨	3 ^⑩	4 ^⑩	5	
	6	7 ^⑩	8 ^⑩	9 ^⑩	10 ^⑪	11 ^⑪	12	
	13	14 ^⑪	15 ^⑪	16 ^⑪	17 ^⑫	18 ^⑫	19	
	20	21 ^⑫	22 ^⑫	23 ^⑫	24	25	26	24 開学記念日の振替休日 25-1/6 冬季休業期間
	27	28	29	30	31			
1 月						1	2	
	3	4	5	6	7 ^⑬	8 ^⑬	9	7 後期授業開始
	10	11	12 ^⑬	13 ^⑬	14 ^⑭	15	16	12-14 修士論文内容要旨電子ファイル提出 15 大学入学共通テスト準備のため休講 16-17 大学入学共通テスト(滝子キャンパス立入禁止)
	17	18 ^⑬	19 ^⑭	20 ^⑭	21 ^⑮	22 ^⑭	23	18-20 修士学位授与申請 20 課程博士学位授与申請・中間審査書類提出
	24	25 ^⑭	26 ^⑮	27 ^⑮	28 試	29 ^⑮	30	26-2/1 後期期末試験
	31							
2 月		1 ^⑮	2	3	4	5	6	1 後期授業最終日
	7	8	9	10	11	12	13	8・9 修士論文発表会(候補日) 10・12 博士論文公聴会・中間審査発表会(候補日)
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	25・26 前期日程入学試験(滝子キャンパス立入禁止)
	28							
3 月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	8 中期日程入学試験 12 後期日程入学試験(滝子キャンパス立入禁止)
	14	15	16	17	18	19	20	12 学生研究指導報告書提出
	21	22	23	24	25	26	27	26 卒業式
	28	29	30	31				

は、学部等事務室業務を取り扱いません。○は、講義開講日(数字は講義回数)です。

※国民の祝日に関する法律に規定する休日は学則で休業日とされていますが、後期授業回数確保のため10月12日(月)、11月3日(火)、11月23日(月)を授業開講日とします。

※冬季休業期間は学則で1月7日までとされていますが、後期授業回数確保のため、1月7日(木)より授業を開始します。

Ⅱ 入学から学位取得まで

【博士前期課程】

年次・月 (4月入学生)	年次・月 (10月入学生)	事 項
○1年次 4月 5月 10月 1月 3月	○1年次 10月 11月 4月 7月 9月	入学式・ガイダンス 前・後学期履修登録期間 (10月入学生：後学期のみ) 長期履修申請期間 既修得単位認定申請期間 研究指導計画書提出 後学期履修登録確認期間 (10月入学生：前・後学期) 長期履修申請・変更期間 研究指導報告書提出
○2年次 4月 5月 10月 1月 2月 3月	○2年次 10月 11月 4月 7月 8月 9月	前・後学期履修登録期間 (10月入学生：後学期のみ) 研究指導計画書提出 後学期履修登録確認期間 (10月入学生：前・後学期) 修士論文発表抄録電子ファイル提出 修士学位授与申請書類・論文・ 論文電子ファイル提出 修士論文発表会 学位授与審査 課程修了審査 研究指導報告書提出 学位授与

※詳しい日付は、「Ⅰ 2026年度理学研究科学事日程」を確認してください。

【博士後期課程】

年次・月 (4月入学生)	年次・月 (10月入学生)	事 項
○1年次 4月 5月 10月 1月 3月	○1年次 10月 11月 4月 7月 9月	入学式・ガイダンス 前・後学期履修登録期間 (10月入学生：後学期のみ) 長期履修申請期間 研究指導計画書提出 後学期履修登録確認期間 (10月入学生：前・後学期) 長期履修申請・変更期間 研究指導報告書提出
○2年次 4月 5月 10月 1月 2月 3月	○2年次 10月 11月 4月 7月 8月 9月	前・後学期履修登録期間 (10月入学生：後学期のみ) 研究指導計画書提出 後学期履修登録確認期間 (10月入学生：前・後学期) 中間報告書提出 長期履修申請・変更期間 中間発表会 研究指導報告書提出
○3年次 4月 5月 10月 1月 2月 3月	○3年次 10月 11月 4月 7月 8月 9月	前・後学期履修登録期間 (10月入学生：後学期のみ) 研究指導計画書提出 後学期履修登録確認期間 (10月入学生：前・後学期) 課程博士学位授与申請 博士論文公聴会・審査会 学位授与決定 研究指導報告書提出 課程博士学位授与 単位修得後退学

※詳しい日付は、「I 2026年度理学研究科学事日程」を確認してください。

Ⅲ 履修要領

1. 専攻課程

- (1) 本研究科は、理学情報専攻を設置する。
- (2) 理学情報専攻には、博士前期課程及び博士後期課程を置く。
- (3) 博士前期課程学生は、次の2系列のひとつに所属する。
 - ①生命情報系
 - ②自然情報系
- (4) 博士後期課程学生は、次の2系列のひとつに所属する。
 - ①生命情報系
 - ②自然情報系

2. 研究活動

学生は入学後直ちに指導教員と相談して「特別研究」の課題を決め、指導教員のもとで研究を開始し、授業以外の時間は研究に専心するように心がける。研究室セミナーと研究進捗状況報告会、修士・博士論文発表会には参加しなければならない。研究成果が得られた時点で学会発表や論文発表を行う。理学研究科の博士後期課程の大学院生は、在学中に最低1回は国際学会で研究発表をすることが望ましい。

3. 授業科目

- (1) 博士前期課程の授業科目は、次のように分類されている。
 - ①共通科目
 - ②専門科目
 - ③関連科目
 - ④特別研究
- (2) 博士後期課程の授業科目は、次のように分類されている。
 - ①専門科目
 - ②演習科目
 - ③関連科目
 - ④特別研究
- (3) 授業科目名、担当教員及び単位数は「Ⅳ 授業科目」のとおりである。
- (4) 学生は、指導教員と相談の上、授業科目を選択する。
- (5) 授業科目のWEB履修登録は、学務情報システムにより学事日程で定める日までに行わなければならない。

4. 授業時間

授業時間の割振りは次のとおりである。

第1時限	9:00～10:30	第2時限	10:40～12:10
第3時限	13:00～14:30	第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50	第6時限	18:00～19:30
第7時限	19:40～21:10		

5. 履修必要単位数

博士前期課程学生は、次の表に示す単位数を修得しなければならない。

共通科目	1科目2単位（必修）
専門科目・ 関連科目	専門科目及び関連科目で10単位以上（ただし専門科目は、所属する系の講義科目4単位以上、専門演習4単位を含む）
特別研究	18単位
合計	30単位以上

博士後期課程学生は、次の表に示す単位数を修得しなければならない。

専門科目	2科目4単位
演習科目・ 関連科目	4単位（ただし所属する系の演習科目4単位）
特別研究	12単位
合計	20単位以上

※正しくは「IV 授業科目」で確認してください。

6. 履修登録

- (1) 履修登録および確認は、学事日程に記載の期間に行う。
- (2) 履修の取消は、前学期・後学期科目については学事日程に記載の期間に行う。集中講義科目は、初日授業日の事務窓口取扱時間内に研究科事務で手続きをする。

7. 単位認定

- (1) 単位認定の評価は「優」「良」「可」「不可」の4段階とし、「優」「良」「可」は合格、「不可」は不合格とする。
- (2) 修士論文、博士論文の最終成績は「合」「否」とする。

8. 成績疑問票について

成績評価に疑問のある場合には、「成績疑問票」を山の畑事務課教務係まで提出すること。

9. 修士論文及び博士論文の申請（学位授与申請）について

本研究科のホームページにて「学位授与申請書類提出要領」を公表する。

10. 長期履修制度

職業を有する等の事情により、定められた標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）では教育課程の履修が困難な場合、修業年限を超えて一定の期間にわたり修学することができる。

詳しくは、「XIV 長期履修制度に関する細則」・「XV 長期履修制度について」を参照のこと。

11. 単位認定制度

博士前期課程では下記(1)～(3)の単位認定制度があり、該当する学生は、所定の手続きにより単位が認定される。ただし、単位認定制度による単位認定は合わせて10単位までしか認められない。

(1) 単位互換制度による単位認定

本学大学院医学研究科博士前期課程及び博士後期課程、大学院芸術工学研究科博士前期課程、薬学研究科博士前期課程及び大学院データサイエンス研究科博士前期課程、名古屋工業大学大学院工学研究科博士前期課程並びに名古屋大学工学研究科博士前期課程において開講されている所定の講義を履修し、単位を修得することができる。希望する場合は、必ず事前に指導教員と相談の上、学務委員会に申し出なければならない。認定単位数は10単位を上限とし、関連科目の単位とする。

(2) 他の大学院等における授業科目の履修等による単位認定

研究科教授会で承認された他の大学院等における授業科目を履修し、単位を修得することができる。希望する場合は、必ず事前に指導教員と相談の上、学務委員会に申し出なければならない。認定単位数は2単位を上限とし、関連科目の単位とする。

(3) 既修得単位の認定制度

入学前に他の大学院等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を本学で修得した単位として認定することができる。希望する場合は、必ず事前に指導教員と相談の上、学務委員会に申し出なければならない。認定単位数は10単位を上限とし、本研究科が指定した科目の単位とする。

12. 教員免許状の取得について

博士前期課程では、高等学校教諭一種免許状（理科）の所持者は、以下の取得の要件を満たすことにより、高等学校教諭専修免許状（理科）を取得できる。

(1) 取得可能な免許の種類

高等学校教諭専修免許状（理科）

※中学校教諭免許状は取得できません。

(2) 取得の要件

- ・基礎資格（修士の学位）を有すること。
- ・「IV 授業科目」の専修免許科目に丸印が付いている科目のうち、24単位以上を修得すること。なお、これらの単位は、修了要件に算入することができる。

13. その他

休学、復学、退学をしようとする者は、指導教員と相談後、休学等をしようとする日の1か月前までに、山の畑事務課へ届け出ること。

IV 授業科目

1 博士前期課程

区分	授業科目	単位数	専修免許科目	授業形態	担当教員	
共通科目	理学概論※	2		講義	生命情報系全教員	
					自然情報系全教員	
専門科目	生命情報系	身体生理学	2	○	講義	未定
		生体分子生理学	2	○	講義	奥津 光晴
		植物分子生理学	2	○	講義	木藤新一郎
		高次遺伝情報学	2	○	講義	田上 英明
		遺伝子解析論	2	○	講義	湯川 泰
		進化機構論	2	○	講義	鈴木 善幸
		生物エネルギー論	2	○	講義	櫻井 宣彦
		生態情報測定学	2	○	講義	村瀬 香
		分子代謝機構学	2	○	講義	中務 邦雄
		分子系統進化学	2	○	講義	熊澤 慶伯
		生命画像解析学	1	○	講義	木村幸太郎
		生命データ科学	1	○	講義	木村幸太郎
		生命情報学特論 1	2		講義	未定
		生命情報学特論 2	2		講義	未定
		生命情報学特論 3-1	1		講義	未定
		生命情報学特論 3-2	1		講義	未定
		生命情報学特論 4	2		講義	未定
		生命情報学特論 5	2		講義	未定

区分	授業科目	単位数	専修 免許 科目	授業形態	担当教員	
専門科目	自然情報系	代数学特論	2		講義	河田 成人
		幾何学特論 1	2		講義	松田 浩
		幾何学特論 2	2		講義	鎌田 直子
		解析学特論	2		講義	藤井 幹大
		応用数理情報論 A	2		講義	田中 豪
		応用数理情報論 B	2		講義	中村 篤
		分子構造学	2	○	講義	片山 詔久
		構造物性物理学	2	○	講義	青柳 忍
		量子物理学特論	2	○	講義	徳光 昭夫
		結晶成長学特論	2	○	講義	三浦 均
		先端有機化学	2	○	講義	雨夜 徹
		電波天文学	2	○	講義	秦 和弘
		知能情報学	2		講義	渡邊 裕司
		自然情報学特論 1	2		講義	未 定
		自然情報学特論 2-1 (情報セキュリティ)	1		講義	上田 浩
		自然情報学特論 2-2	1		講義	未 定
		自然情報学特論 3-1	1		講義	未 定
		自然情報学特論 3-2	1		講義	未 定
		自然情報学特論 4	2		講義	未 定
		自然情報学特論 5	2		講義	未 定
	自然情報学特論 6 (量子化学計算の理論と実際)	2		講義	和佐田 祐子	
	自然情報学特論 7-1 (群論で記述されるモデルの確率論)	1		講義	佐久間 紀佳	
	自然情報学特論 7-2	1		講義	未 定	
配置プログラム 国費留学生優先	データサイエンス特論	1		講義	三澤 哲也・渡邊 裕司	
専門演習	演習Ⅰ (1年次) ※	1		演習	指導教員	
	演習Ⅱ (1年次) ※	1		演習		
	演習Ⅲ (2年次) ※	1		演習		
	演習Ⅳ (2年次) ※	1		演習		

区分	授業科目	単位数	専修 免許 科目	授業形態	担当教員
関連科目	理学情報特論 1	2		講義	未定
	理学情報特論 2	2		講義	未定
	理学情報特論 3	2		講義	未定
	理学情報特論 4	2		講義	未定
	社会課題解決型脳神経科学 インターンシップ	1		実習	社会課題解決型脳神経科学 大学院プログラム担当教員
	グローバルプレゼンテー ション	1		実習	社会課題解決型脳神経科学 大学院プログラム担当教員
	社会課題解決型脳神経科学 アクティブラーニング	1		実習	社会課題解決型脳神経科学 大学院プログラム担当教員
特別研究	特別研究（1～2年次）※	18		演習	指導教員
備考	<p>1 ※は必修科目とする。</p> <p>2 専門科目及び関連科目で10単位以上修得しなければならない。このうち専門科目については、所属する系の科目から4単位以上、専門演習科目4科目4単位を修得しなければならない。</p> <p>3 国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム「環境健康安全学大学院プログラム」については別に定める。なお、「環境健康安全学大学院プログラム」の選考に合格していない者が、本プログラム科目（自然科学と環境持続性（SDGs）概論、データサイエンス特論）の履修を許可され、これを修得した場合は関連科目の単位とみなす。</p> <p>4 国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム「社会課題解決型脳神経科学大学院プログラム」については別に定める。</p> <p>5 関連科目「社会課題解決型脳神経科学インターンシップ」「グローバルプレゼンテーション」「社会課題解決型脳神経科学アクティブラーニング」は国費外国人留学生の優先配置を行うプログラムに合格した者のみ履修できる。</p>				

■講義内容等は、学務情報システムからシラバスを参照すること

2 博士後期課程

区分	授業科目	単位数	授業形態	担当教員
専門科目	生命情報学特講	2	講義	生命情報系全教員
	自然情報学特講	2	講義	自然情報系全教員
	理学情報特講 1	2	講義	該当者在籍時のみ開講 ※1
	理学情報特講 2	2	講義	該当者在籍時のみ開講 ※1
演習科目	生命情報学講究（1～2年次）	4	演習	生命情報系全教員
	自然情報学講究（1～2年次）	4	演習	自然情報系全教員
	理学情報講究 1	2	演習	該当者在籍時のみ開講 ※2
	理学情報講究 2	2	演習	該当者在籍時のみ開講 ※2
関連科目	研究技術特講	2	講義	該当者在籍時のみ開講 ※2
	社会課題解決型脳神経科学インターンシップ	1	実習	社会課題解決型脳神経科学大学院 プログラム担当教員
	グローバルプレゼンテーション	1	実習	社会課題解決型脳神経科学大学院 プログラム担当教員
	社会課題解決型脳神経科学アクティブラーニング	1	実習	社会課題解決型脳神経科学大学院 プログラム担当教員
	ジョブ型研究インターンシップ	1	実習	ジョブ型研究インターンシップ 担当教員
特別研究	特別研究（1～3年次）	1 2	演習	指導教員
備考	1 特別研究は、必修とする。 2 専門科目 4 単位以上、所属する系の演習科目 4 単位を修得しなければならない。 3 日本語の理解が十分でない学生のみ履修可能とする。（※1） 4 研究科履修規程第 4 条第 1 項（2）により修了に要する在学期間が 2 年未満と認められた者の演習科目 4 単位の修得については、演習科目 2 単位及び研究技術特講 2 単位の修得をもって、当該 4 単位を修得したものとみなす（※2） 5 国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム「社会課題解決型脳神経科学プログラム」については別に定める。 6 関連科目「社会課題解決型脳神経科学インターンシップ」「グローバルプレゼンテーション」「社会課題解決型脳神経科学アクティブラーニング」は国費外国人留学生の優先配置を行うプログラムに合格した者のみ履修できる。			

■講義内容等は、学務情報システムからシラバスを参照すること

V 「社会課題解決型脳神経科学大学院プログラム(International Program to Conjoin Brain Science and Society)」の履修について

1. コースの趣旨

大学院医学研究科、薬学研究科、芸術工学研究科、看護学研究科、理学研究科の研究科横断型教育プログラムとして、留学生と日本人学生共修により人間の脳とこころに対して俯瞰的な視野を持ち、SDGsの理念の下、社会的課題の解決に挑戦できる高度プロフェッショナル人材を育成する。プログラム参加者は医学・薬学を含む分野横断的に人間の脳とこころを系統的・国際的に学び、これを社会課題解決や学術分野の解決において実践できる能力を身につけることを目指す。

2. 履修について

コース履修者は通常のエデュケーション課程の履修要件に加え、3. に掲げる別表の講義・実習を履修することで本コースを修了することができる。

本コースで開講される授業を受講する際は、必ず専用の「科目履修届」を指定期間内に提出して履修手続きをとること。他研究科で開講する科目は単位互換により履修し、博士前期課程および医学研究科の修士課程の科目として単位認定する。

*本コースは基本的に英語で実施します。

博士前期課程では、専門科目及び関連科目で10単位以上修得しなければならない。このうち専門科目については、所属する系の科目から4単位以上、専門演習科目4科目4単位を修得しなければならないが、本コースの履修者は本研究科で開講する科目を所属する系の専門科目として単位認定する。本研究科以外で開講する科目は単位互換により履修し、博士前期課程は関連科目として単位を認定する。

*本コースは原則的に英語で実施します。詳細な内容や受講についての相談は下記担当教員へ

本プログラムカリキュラム運営委員：生命情報系 教授 木村幸太郎

3. 授業科目・単位数・開講時期および担当研究科

	科目	項目	単位
講義	共通履修科目	脳神経科学講義（2単位・必修） 以下は選択必修講義科目 基礎医科学概論Ⅰ・Ⅱ、総合認知症特論、臨床医療デザイン概論、緩和/終末期ケア特論、臨床医療デザイン特論、生体機能・構造医学講義Ⅰ、臨床神経薬理学特論、分子神経科学特論、生体情報工学特論、生命画像解析学、生命データ科学、知能情報学データサイエンス特論	6
実習	社会課題解決型脳神経科学インターンシップ		1
	グローバルプレゼンテーション		1
グループワーク	社会課題解決型脳神経科学アクティブラーニング		1

	授業科目	種別	単位数	開講時期	担当研究科
共通履修科目(選択必修) 6単位	脳神経科学講義(必修)	講義	2	後期	医学研究科
	基礎医科学概論 I	講義	2	後期	医学研究科
	基礎医科学概論 II	講義	2	後期	医学研究科
	総合認知症特論(日本語開講)	講義	2	前期	医学研究科
	臨床医療デザイン概論(日本語開講)	講義	2	前期	医学研究科
	緩和/終末期ケア特論(日本語開講)	講義	2	後期	医学研究科
	臨床医療デザイン特論(日本語開講)	講義	2	後期	医学研究科
	生体機能・構造医学講義 I(日本語開講) (博士後期学生のみ対象)	講義	2	後期	医学研究科
	臨床神経薬理学特論	講義	1	前期	薬学研究科
	分子神経科学特論	講義	1	後期	薬学研究科
	人間発達論特殊講義(認知神経心理学) (非開講)	講義	2	後期	人間文化研究科
	生体情報工学特論	講義	2	前期	芸術工学研究科
	生命画像解析学(日本語開講)	講義	1	後期	理学研究科
	生命データ科学(日本語開講)	講義	1		理学研究科
	知能情報学(日本語開講)	講義	2	後期	理学研究科
	データサイエンス特論	集中講義	1	前期	理学研究科
	公衆衛生学特講(非開講)	講義	2	後期	看護学研究科
実習・演習(必修)	社会課題解決型脳神経科学インターンシップ	実習	1		
	グローバルプレゼンテーション	実習	1		
	社会課題解決型脳神経科学アクティブラーニング	グループワーク	1	1年次	

4. 修了要件

- ① 共通履修科目 必須2単位に加えて4単位を選択履修する。
一部の科目は集中講義として開講される。開講日・開講場所・受講方法などは掲示またはポータルサイトで連絡されるため、留意すること。
- ② 実習科目
 - ・インターンシップ(1単位)：人材育成を目的に外部機関へのインターンシップを実施することで、社会活動を現場で体験し、脳とところに関わる研究成果に対するニーズが何かの理解を深める。
 - ・グローバルプレゼンテーション(1単位)：研究テーマに関連する国際学会において筆頭で発表することで、専門会議における英語でのオーラルコミュニケーション力強化を目指す。
 - ・アクティブラーニング(1単位)：1年次に留学生と日本人学生からなる3～4名の混成グループで、SDGs及び脳神経科学に関連した課題について課題解決法を見いだすことを目的とするグループワークを実施する。
- ③ 参加学生は研究計画書を年度ごとに作成し、修了時に研究成果をまとめて学位審査を受ける。
- ④ 博士後期課程からの入学者については、修士・博士前期課程で取得した講義単位のうち、本プログラムに関連するものについては審査のうえ3単位まで選択履修科目に読み替えを認めることがある。
- ⑤ 修士・博士前期課程で本プログラムを修了した学生が博士後期課程においてプログラムに再度参加する場合、博士後期課程において必要な履修は「インターンシップ1単位」および「グローバルプレゼンテーション1単位」とする。

科目履修届

令和 年 月 日

(あて先：授業を開講している研究科)

- 名古屋市立大学医学研究科長 様
- 名古屋市立大学薬学研究科長 様
- 名古屋市立大学芸術工学研究科長 様
- 名古屋市立大学看護学研究科長 様
- 名古屋市立大学理学研究科長 様

- | | |
|---------|---|
| 医学研究科 | <input type="checkbox"/> 修士課程 |
| 薬学研究科 | <input type="checkbox"/> 博士前期課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 |
| 芸術工学研究科 | <input type="checkbox"/> 博士前期課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 |
| 看護学研究科 | <input type="checkbox"/> 博士前期課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 |
| 理学研究科 | <input type="checkbox"/> 博士前期課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 |

_____年 学籍番号_____

氏名_____

下記の授業科目を履修したいので、届出します。

履修時期 令和_____年度

チェック欄	授業科目名	担当研究科	単位数	開講時期	場所
	脳神経科学講義 (必修)	医学研究科	2	後期	オンライン
	基礎医科学概論 I	医学研究科	2	後期	オンライン
	基礎医科学概論 II	医学研究科	2	後期	オンライン
	総合認知症特論 (日本語開講)	医学研究科	2	前期	オンライン
	臨床医療デザイン概論 (日本語開講)	医学研究科	2	前期	オンライン
	緩和/終末期ケア特論 (日本語開講)	医学研究科	2	後期	オンライン
	臨床医療デザイン特論 (日本語開講)	医学研究科	2	後期	オンライン
	生体機能・構造医学講義 I (日本語開講) (博士後期学生のみ対象)	医学研究科	2	後期	オンライン
	神経薬理学特論	薬学研究科	1	前期	オンライン
	分子神経科学特論	薬学研究科	1	後期	オンライン
	生体情報工学特論	芸術工学研究科	2	前期	北千種
	生命画像解析学	理学研究科	1	後期	滝子4号館 大講義室
	生命データ科学	理学研究科	1		
	知能情報学 (日本語開講)	理学研究科	2	後期	滝子4号館 大講義室
	データサイエンス特論	理学研究科	1	集中	オンライン

本年度中に履修を希望する科目をチェックすること。

VI 名古屋市立大学他研究科との単位互換に関する内規

- 1 前期課程学生は、本学大学院他研究科の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により、履修できる授業科目は別に定める。
- 3 履修可能な単位数は10単位（既修得単位数を含む）までとする。
- 4 学生は、履修しようとする授業科目について、指定された期間内に所定の様式により届け出をしなければならない。
- 5 学生は、他研究科の定める履修方法等に従い、履修しなければならない。
- 6 単位認定は、履修の修了後に他研究科から送付される「成績証明書」等に基づき、理学研究科が行ない、関連科目として単位認定する。
- 7 前各号に定める事項以外のことが発生した場合は、教授会の議を経て、研究科長が決定する。

附則

この内規は、令和2年4月1日より実施し、令和元年度以前に入学した学生にも適用する。

Ⅶ 教員一覧

1 専任教員

系	氏名	職名	系	氏名	職名
生命情報系	奥津 光晴	教授	自然情報系	青柳 忍	教授
	木藤 新一郎	教授		雨夜 徹	教授
	木村 幸太郎	教授		鎌田 直子	教授
	熊澤 慶伯	教授		河田 成人	教授
	鈴木 善幸	教授		中村 篤	教授
	中務 邦雄	教授		松田 浩	教授
	湯川 泰	教授		渡邊 裕司	教授
	櫻井 宣彦	准教授		片山 詔久	准教授
	田上 英明	准教授		田中 豪	准教授
	村瀬 香	准教授		徳光 昭夫	准教授
		秦 和弘		准教授	
		三浦 均		准教授	
		藤井 幹大		講師	
		手塚 真徹		助教	

2 非常勤講師

氏名	担当科目	所属
上田 浩	自然情報学特論 2-1 (情報セキュリティ)	法政大学 情報メディア教育研究センター 教授
和佐田 祐子	自然情報学特論 6 (量子化学計算の理論と実際)	名古屋工業大学 大学院 物理工学類 特任研究員
佐久間 紀佳	自然情報学特論 7-1 (群論で記述されるモデルの確率論)	大阪大学 理学研究科 数学専攻 教授

VIII 名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第6項及び第11条の2第4項の規定に基づき、理学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位数、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（大学院学則第11条の2第1項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 平成19年達第64号、平成21年達第41号、令和2年達第24号、令和5年達第37号、令和7年達第18号)

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(一部改正 平成31年達第20号)

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 前期課程の学生は、同課程に2年以上在学して、指導教員の担当する特別研究18単位を含めて30単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
 - (2) 後期課程の学生は、同課程に3年以上在学して、指導教員の担当する特別研究12単位を含めて20単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間については、優れた研究業績をあげた者については、同課程に1年（大学院で、修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 学生は、科目の履修方法について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

(一部改正 平成25年達第18号、平成26年達第21号、平成31年達第20号、令和4年達第31号、令和5年達第37号)

(長期履修)

第4条の2 長期履修を希望する学生は、別に定める申請書を理学研究科長に提出しなければならない。

- 2 長期履修の認定は、理学研究科教授会の議を経て理学研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。
- 3 前項の規定により長期履修を認定された学生は、当該長期履修の期間について変更を願い出ることができる。この場合における手続は、前項の規定を準用する。
- 4 前条の規定は、長期履修を認定された学生について準用する。この場合に

において、同条第1項第1号中「前期課程の学生」とあるのは「長期履修を認定された前期課程の学生」と、「2年以上」とあるのは「認定された長期履修の期間」と、同項第2号中「後期課程の学生」とあるのは「長期履修を認定された後期課程の学生」と、「3年以上」とあるのは「認定された長期履修の期間」と読み替えるものとする。

(この条追加 平成19年達第64号、一部改正、平成27年達第47号、令和2年達第24号、令和5年達第37号、令和7年達第18号)

(単位互換)

第4条の3 前期課程の学生は、「名古屋大学大学院工学研究科との単位互換に関する協定書」及び「名古屋工業大学大学院工学研究科との間における単位互換に関する協定書」に基づき、名古屋大学大学院工学研究科及び名古屋工業大学大学院工学研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前期課程の学生は、本学の他の研究科の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により履修できる授業科目、単位数及び手続等は、別に定める。

(一部改正 平成19年達第64号、平成21年達第41号、平成31年達第20号、令和5年達第37号)

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第4条の4 学生は理学研究科長の許可を得て、他の大学院等における授業科目を履修し単位を修得することができる。

- 2 前項の許可は、理学研究科教授会の議を経て行うものとする。
- 3 第1項の履修による単位認定は、履修終了後に当該大学院等の成績証明書等に基づき、本研究科が行う。

(一部改正 平成25年達第18号、平成27年達第47号、令和2年達第24号、令和5年達第37号)

(入学前の既修得単位の認定)

第4条の5 前期課程の学生が、本研究科に入学する前に、本学の他の研究科又は他の大学の大学院において授業科目を履修し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により、単位の認定を受けようとする者は、所定の様式により願出しなければならない。

(一部改正 平成21年達第41号、平成25年達第18号、令和5年達第37号)

(単位の取消)

第4条の6 大学院学則第27条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号、平成25年達第18号)

(専修免許状取得に係る履修等)

第5条 前期課程において、高等学校教諭一種免許状(理科)の授与資格を有し、所定の単位を修得した者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する高等学校教諭専修免許状(理科)を受ける資格を得ることができる。

- 2 前項に規定する専修免許状を取得しようとする者は、別表2に定める科目から12科目、合計24単位を履修し、修士の学位を得なければならない。

(一部改正 平成31年達第20号)

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、理学研究科教授会の議を経て理学研究科長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成31年達第20号、令和2年達第24号、令和5年達第37号)

附 則 (平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第58号) (抄)

1 この達は、発布の日(平成18年4月1日)から施行する。

附 則 (平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第64号) (略)

附 則 (平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第53号) (略)

附 則 (平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第41号) (略)

附 則 (平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第45号) (略)

附 則 (平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第25号) (略)

附 則 (平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第29号) (略)

附 則 (平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第18号) (略)

附 則 (平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第21号) (略)

附 則 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第21号) (略)

附 則 (平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第21号) (略)

附 則 (平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第16号) (略)

附 則 (平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第20号) (略)

附 則 (令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第24号) (略)

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第31号) (略)

附 則 (令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第37号) (略)

附 則 (令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第28号) (略)

附 則 (令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第18号) (略)

附 則 (令和8年公立大学法人名古屋市立大学達第21号) (略)

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)は、令和7年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、令和7年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、理学研究科教授会の議を経て理学研究科長が別に定める

4 令和8年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理学研究科教授会の議を経て理学研究科長が別に定める。

Ⅷ 大学院理学研究科における修士の学位に関する審査内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋市立大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）における修士の学位審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位授与申請の要件)

第2条 研究科博士前期課程に2年以上在学し、研究科履修規程第4条第1項に定める所定の単位を修得し、又は修得見込みであり、かつ、必要な研究指導を受けた者は、第4条に定める学位論文等を提出して、修士の学位授与の申請（以下「学位申請」という。）をすることができる。

(申請の時期等)

第3条 学位申請は、研究科が別に定める期間に受け付ける。

(申請書類等)

第4条 学位申請は、次の各号に定める書類を理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出することにより行う。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 学位授与申請書（第1号様式） | 1部 |
| (2) 履歴書（第2号様式） | 1通 |
| (3) 論文目録（第3号様式） | 1部 |
| (4) 学位論文 | 1部 |
| (5) 参考論文 | 編 |
| (6) 学位論文内容要旨（第4号様式） | 1部 |
| (7) 論文扱いに関する承諾書（第5号様式） | 1部 |

(審査委員の選出)

第5条 学位規程第7条に定める審査委員会を構成する委員は、研究科教授会（以下「教授会」という。）で選出する。

2 審査委員は主査1名、副査2名とし、教授会が必要と認めるときは、研究科外の教員等を審査委員とすることができる。

(審査委員会)

第6条 主査である審査委員は、審査委員会を代表し、その会議の議長となる。

(審査の方法)

第7条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験を行うため、修士論文発表会を共同して主宰し、学位申請をした学生が履修する特別研究の担当教員が原則として個々の発表の座長を担当する。

3 修士論文発表会は、口頭発表によりこれを行い、発表内容と学識について質疑応答を行う。

4 修士論文発表会は、原則として公開でこれを行う。

(審査等結果の報告)

第8条 審査委員会は、学位の審査及び最終審査が終了したときは、学位規程第10条に定める学位論文の内容の要旨等を教授会に報告する。

2 前項の規程により教授会に報告をする場合は、可否とともに学位の授与について意見を添えて行うものとする。

(内規の改正)

第9条 この内規の改正は、教授会の議を経て研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 大学院システム自然科学研究科における修士の学位に関する内規(平成20年10月21日発布)は廃止する。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、令和7年12月2日から施行する。

X 大学院理学研究科における博士の学位に関する審査内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋市立大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）における博士の学位審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(課程博士の学位申請の資格要件)

第2条 名古屋市立大学学位規程（以下「学位規程」という。）第3条第2項の規定による博士（以下「課程博士」という。）の学位の授与を申請できる者は、研究科博士後期課程修了見込みの者及び別に定める修業年限の特例による者とする。

(論文博士の学位申請の資格要件)

第3条 学位規程第3条第3項の規定による博士（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、研究科博士後期課程の所定の単位を修得して退学した者の他、本学大学院研究科博士課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有し、大学またはこれと同等以上と認める研究機関等において理学に関連する研究に従事し、次の各号に定める研究年限を経た者とする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 修士の学位を有する者 | 4年 |
| (2) 研究科博士前期課程の入学資格を有する者 | 6年 |
| (3) 短期大学卒業者およびこれに準ずる者 | 8年 |
| (4) 前各号に該当しない者 | 10年 |

2 前項に定める研究年限は、第1号にあつては修士の学位を有することとなったとき以降の、第2号にあつては博士前期課程の入学資格を有することとなったとき以降の、第3号にあつては短期大学卒業以降の研究年限とする。

3 第1項に定める大学と同等以上と認める研究機関は、次のとおりとする。

- (1) 国立および公立の研究所
- (2) 公益法人の設置する研究所
- (3) 営利法人で研究施設を有するもの
- (4) その他研究科教授会において前各号に準ずると認めたもの

(論文博士の学位審査申請前の手続き)

第4条 論文博士の学位の申請をする場合は、次の審査に合格したものでなければならない。

- (1) 外国語にかかる審査
- (2) 予備審査

2 外国語にかかる審査とは、原則として英語の筆答又は口答試験若しくはその二つの試験とする。

3 予備審査は、研究分野の整合性の審査を含み、口頭発表会及び面接を実施するものとする。

4 第1項各号の審査の実施については、次条に定めるもののほか、研究科学務委員会が定めるものとし、審査の結果は研究科教授会が認定する。

(論文博士の外国語にかかる審査、予備審査の申込み)

第5条 前条第1項第1号に規定する外国語にかかる審査の申込みは、履歴事項、研究歴の説明等を記載した申込書を紹介教員を経て提出するものとする。

2 予備審査の申込みは、外国語にかかる審査の結果、合格と認定された後、学務委員会が指定

する日までに次の各号の書類を添えて、論文博士の予備審査申込書1通を紹介教員を経て提出するものとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 履歴書 | 1 通 |
| (2) 研究歴説明書 | 5 部 |
| (3) 研究発表目録 | 5 部 |
| (4) 論文博士の学位授与申請をしようとする論文（以下「予定論文」という。）の内容概略 | 5 部 |
| (5) 予定論文の草稿を記録した電子媒体
（論文博士の予備審査委員会） | 1 個 |

第6条 論文博士の予備審査申込書の提出があったときは、研究科教授会は予備審査委員会を設置する。

- 2 予備審査委員会の委員は3名とし、研究科教授会で選出する。ただし、研究科教授会が必要があると認めるときは、研究科外の研究者を加えることができるものとする。
- 3 予備審査委員会は、予備審査をし、その結果を研究科教授会へ報告しなければならない。
（博士の学位の授与申請）

第7条 博士の学位を申請する者は、学位規程第4条第1項に定める学位授与申請書1通、学位論文5部の他、附属書類として次の各号に掲げる書類を指導教員又は紹介教員を経て研究科が定める日までに提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 履歴書 | 1 通 |
| (2) 論文目録 | 6 部 |
| (3) 参考論文 | 各 5 部 |
| (4) 学位論文内容要旨 | 6 部 |
| (5) 学位論文を記録した電子媒体 | 1 個 |

- 2 論文博士の学位の授与申請は、予備審査において合格と認定された日から6月以内に、前項に定めるものの他、第3条に定める論文博士の学位申請の資格要件をみたすことの証明書1部を提出しなければならない。

- 3 第1項第3号の参考論文は、学位論文に密接に関連するものを副論文、それ以外のものを関連論文と区分し、それぞれの参考論文にその区分を明示しなければならない。
（再申込みの特例）

第8条 第4条第1項の規定にかかわらず、論文博士の学位の予備審査又は学位の授与審査において不合格とされたときに再度論文博士の学位の授与申請をする場合は、予備審査の申し込みが、外国語にかかる審査において合格と認定された日から2年以内のときに限り、外国語の審査を省略する。

（学位論文）

第9条 学位論文は、単著とする。

- 2 学位論文は原則として、日本語又は英語とする。
- 3 博士の学位の申請にかかる学位論文の研究は、審査のある学会誌等に公表された論文又は掲載が受理された論文の基礎となったものでなければならない。
- 4 博士の学位の申請にかかる学位論文の研究が前項の要件を満たさない場合、博士の学位の申請をする者が前項の要件を満たさない理由を明らかにし、教授会が承認したときは、課程博士

の学位申請にかかる学位論文の研究に限り、前項の要件を満たすものとみなす。

(学長への報告)

第10条 学位規程第6条の定めによる研究科教授会の議があったとき及び学位規程第11条の議決があったときは、研究科長は学長に報告する。

(学位審査委員会)

第11条 学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位審査委員(主査1名・副査2名)を選出し、学位審査委員会を設置する。

2 研究科教授会が必要と認めるときは、研究科外の研究者を学位審査委員会に加えることができる。

3 当分の間、審査する論文の研究分野を勘案して研究科長が推薦する研究科外の研究者を、研究科教授会の議を経て、学位審査委員会に加えることを通例とする。

(審査の方法)

第12条 学位規程第8条第1項に定める最終試験は外国語の試験を含むものとし、試問は、関連分野に関する広い学識の審査を含むものとする。

2 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び試問のため、論文審査公聴会を行い、原則としてこれを公開により行う。

3 審査委員会は、論文博士の学位授与にかかる審査のため必要があると認めるときは、研究科教授会に、専ら関連分野に関する広い学識の審査をする学識審査委員会の設置を求めることができる。

4 前項の規定により設置する学識審査委員会は、博士の学位を持つ教授4名によるものとし、審査委員会からの求めにより、学位授与の審査に協力する。

(審査委員会の報告)

第14条 審査委員会は、学位規程第10条に規定する研究科教授会への報告を、審査結果報告書(別記様式)により行う。

(研究科教授会の審議)

第15条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、課程博士の学位の申請をした者にあつては学位論文及び最終試験の、論文博士の学位の申請をした者にあつては学位論文及び試問の可否を決定する。

(学位論文要旨の公表等)

第16条 学位規程第14条に定める学位論文要旨及び審査の要旨の公表は、研究科が発行するAnnual Reviewに掲載することにより行う。

第17条 研究科長は、博士の学位を授与された者の学位論文の目録を作成し、博士学位論文の目録及び印刷した博士学位論文1部を保存し、請求に応じ閲覧させるものとする。

(内規の改正)

第18条 この内規の改正は、教授会の議を経て研究科長が行う。

附 則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

XI 大学院理学研究科博士(後期)課程中間審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋市立大学大学院理学研究科(以下「本研究科」という。)博士後期課程学生の中間審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(中間審査)

第2条 中間審査は、本研究科博士後期課程学生が、履修規程に定める授業科目の履修を円滑に進めることができるようにし、もって計画的に学位論文の作成ができるように指導するため実施する。

2 中間審査は、中間報告書(様式1)、中間発表会における口頭発表及び面接により行い、必要があると認められる場合は筆記試験等を行うものとする。

第3条 前条第2項に規定する面接は、特別研究の進捗状況、専門分野及び関連分野の学識を主に問うものとし、筆記試験等の必要の有無は、第5条に定める中間審査委員会が定め、その内容はその都度定めるものとする。

第4条 博士後期課程2年次以降(長期履修の場合は、長期履修最終年度の前年度以降)に在学する学生は、中間審査を受けることを通例とする。ただし、当該年度に学位論文審査を受ける予定の者はこの限りではない。

2 優れた研究業績を上げ、指導教員の強い推薦がある者については博士後期課程1年次においても、中間審査を受けることができる。

(審査委員会)

第5条 中間審査をするため、審査する学生毎に中間審査委員会を置く。

2 中間審査委員会は、研究科長、指導教員及び教授会で推薦された教員2名以上により構成し、委員長は研究科長とする。

3 審査委員会は、委員会での審議結果を、意見を付して審査結果報告書(様式2)により教授会に報告する。

4 第2項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、審査委員会に本研究科の専任教員以外の者を加えることができる。

(審査手順等)

第6条 中間審査を受けようとする学生は、第2条第2項に定める中間報告書を、別に定める期日までに事務室に提出する。

2 中間発表会は、原則として後期(10月1日から翌年3月31日まで)に実施するものとし、その日程は教授会において別に定める。

3 面接は、口頭発表が終了した後、引続いて実施することを原則とする。

4 中間審査委員会は、面接が終了した後、速やかに教授会への報告書(様式2)を作成し、事務室に提出する。

5 教授会は、報告を審議する。

6 教授会での審議に基づき、研究科長は中間審査結果(様式3)を当該学生に通知する。

附 則

(略)

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

X II 大学院理学研究科における学位論文の評価基準に関する内規

【修士学位】

大学院理学研究科は、生命科学、物質科学、数理情報科学などの研究分野において幅広い知識を備え、専門分野における研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担うための能力を身につけていると認められる者に修士の学位を与える。

修士学位の審査においては、修士論文及び修士論文発表会における発表と質疑応答により合否の判定を行う。その判定の主要資料は、所定の手続きを経て提出された大学院理学研究科における修士の学位に関する審査内規第4条に定める学位論文等とする。合否の判定においては、以下の観点から審査を行う。

- (ア) 修士研究の目的、意義について明瞭に示されているか
- (イ) 研究の方法、手段、実験法などが明瞭に示されているか
- (ウ) 研究結果を正しく理解しているか
- (エ) 研究結果に関して明瞭な考察ができているか
- (オ) 研究の達成度と今後の発展性が適切に示されているか

【博士学位】

大学院理学研究科は、生命科学、物質科学、数理情報科学などの研究分野において幅広く深い知識を備え、専門分野における高い研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担うための能力を身につけていると認められる者に博士の学位を与える。

博士学位の審査においては、以下の観点から博士論文の審査及び最終試験を行う。その判定の主要資料は、所定の手続きを経て提出された大学院理学研究科における博士の学位に関する審査内規第7条に定める学位論文等とする。

- (ア) 当研究科にふさわしい内容で国際的に通用する水準の研究を行っているか
- (イ) 自立した研究者としての能力を有し、これからも活躍が期待できるか
- (ウ) 未知の問題を探し出し、その重要性を判断し、問題解決へ向けての手法を考える能力などを体得しているか
- (エ) 研究する上で独創性が重要なことを理解し、自ら独創性を正当に評価でき、これを志向した態度を体得しているか
- (オ) 研究を遂行する上で必要な能力(討論、研究発表、共同研究の遂行、研究環境の構築など)を有しているか
- (カ) 英語による研究論文の執筆や国際会議での発表に必要な語学力を身につけているか

附 則

この内規は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は令和2年4月1日から施行する。

ⅩⅢ 大学院理学研究科における長期履修制度に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程（平成18年名古屋市立大学達第58号）第4条の2の規定に基づき、理学研究科（以下「研究科」という。）における長期履修制度（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 名古屋市立大学大学院学則（平成18年名古屋市立大学学則第2号。以下「学則」という）第11条の2の規定に基づき、学則第8条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 企業等の常勤職員（正規の雇用又は臨時の雇用のいずれも可能とする。）又は自ら事業を行っている者
- (2) 家事、育児及び介護等を行う必要がある者
- (3) その他長期履修の適用が必要と認められる者

(申請手続)

第3条 前項の規定により長期履修を希望する者は、指導教員と相談の上、次の各号に掲げる書類を理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（第1号様式）及び履修計画書（第2号様式）
- (2) 在職に関する証明書（前条第1号該当）
- (3) 本人申立書（前条第2号該当）
- (4) その他研究科長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1月もしくは4月（秋学期入学者については7月もしくは10月）の研究科長が指定した期間に行う。

3 申請の際に、既に在学している期間が博士前期課程は1年、博士後期課程は2年を超える学生は申請することができない。

4 長期履修を認定された学生が、長期履修期間の延長または短縮を希望する場合は、延長または短縮を適用する年度の前年度の1月（秋学期入学者については当年度の7月）の研究科長が指定する日までに、長期履修期間変更申請書（第3号様式）を研究科長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 長期履修の認定は、研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告する。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修により学生が在学できる期間の上限は、学則第11条の2第2項により、次のとおりとする。

- (1) 前期課程に属する学生 4年
- (2) 後期課程に属する学生 5年

2 長期履修の適用時期は4月（秋学期入学者については10月）からとし、年度途中における変更は原則として認めない。

(長期履修期間中の休学)

第6条 長期履修期間中において、学則第26条の規定により、休学の申し出をする場合は、既に認められている長期履修期間のうち休学を申し出ようとする年月分、長期履修期間を延長する。ただし、この場合において、休学期間分は長期履修期間に通算しない。

2 この場合において、休学しようとする学生は、休学願とあわせて長期履修期間変更申請書を研究科長に提出しなければならない。

3 前項による長期履修期間の変更に係る認定の手続は、第4条の規定を適用する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 平成19年度に長期履修を希望する申請手続きについては、施行日前に行うことができる。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

XIV 理学研究科における長期履修制度について

1 概要

長期履修制度は、職業を有する等の事情により、定められた標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）では研究科の教育課程の履修が困難な者に限り、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり修学するものである。長期履修希望学生として申請を行い、認定を受ければ標準修業年限を超えて在籍することができる。前期課程、後期課程ともに長期履修による期間は、標準修業年限に最高2年（年数を単位とする）まで加えて履修できる。

この制度の適用は、1年次からだけでなく、事情変更等により条件を満たした場合は、2年次からも可能である。（後期課程は3年次からでも可能）

また、長期履修を認定された者は、各年次の開始前に短縮の変更申請することが可能である。この場合、標準修業年限に相当する授業料の未払い分の精算が、別途必要となる。

2 対象

対象となる学生は、職業等を有する者に限る。職業を有している等とは、有職者（正規雇用・臨時雇用を問わない）、家事、育児介護などの事情により、いわゆるフルタイム学生としての修学が困難な事情にあることをいう。なお、特別な事情がないにもかかわらず長期間かけて修了したい、学業不振、学位論文の執筆状況を理由に長期履修制度を利用して修業年限を延長するなど、本制度の趣旨に沿わないので対象にならない。

3 手続き及びスケジュール

（長期履修申請）

制度を利用する学生は、所定の申請書類等を1月もしくは4月（秋入学者については7月もしくは10月）の指定する期間に提出すること。

前項の規定にかかわらず、申請の際に、既に在学している期間が博士前期課程は1年、博士後期課程は2年を超える学生は長期履修の申請をすることができないので注意すること。

（長期履修期間変更申請）

- ① 長期履修学生が、当初の長期履修期間を短縮する場合：当初の履修計画の最終年度には短縮の申請を行うことはできない。必ず修了を希望する年度の前年度の1月（秋入学者については当年度の7月）の指定する日に申請を行うこと。ただし、長期履修期間を短縮して学位論文を提出する場合は、学位申請と同時に申請を行うこと。なお、別途授業料の精算が必要となる。
- ② 長期履修学生が、当初の長期履修期間を延長する場合：当初の履修計画の最終年度には延長の申請を行うことはできない。必ずその前年度の1月（秋入学者については当年度の7月）の指定する日に申請を行うこと。
- ③ 長期履修学生が、長期履修期間を短縮した状態で退学する場合：変更申請のほか、別途授業料の精算が必要となる。
- ④ 長期履修学生が、休学をしようとする場合は、既に認められている長期履修期間のうち休学期間分を延長する。ただし、休学期間分は長期履修期間に通算されない。休学願と同時に長期履修期間変更申請書を提出する。

4 必要書類等

長期履修に係る申請及び変更には次の書類等を用意すること。

- ① 長期履修申請書（第1号様式）
- ② 履修計画書（第2号様式）
- ③ 職業を有している等の事情が確認できる書類（在職証明書）又は申立書
- ④ 長期履修期間変更申請書（第3号様式） 長期履修期間延長の場合は、履修計画書の提出が必要となる。

XV 暴風警報発令時等の緊急時における授業・試験の対応について

1 暴風警報・暴風雪警報発令時における授業・試験について

名古屋地方気象台から、「愛知県西部」又は「尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部のいずれかの区域」又は「名古屋市」に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合の授業・試験についての取り扱いは、以下のとおりとします。

◎研究科又は担当教員から特別な指示がある場合は、この限りではありません。

◎電話での問い合わせは受け付けませんので、ラジオ・テレビ等の報道で確認のうえ、各自判断して下さい。

(1) 授業・試験の開始前に発令された場合

解除の時刻	区分	休講または試験が中止となる時限	授業または試験を行う時限
午前7時まで		なし（開講します）	通常どおり
午前7時から午前10時まで		第1時限及び第2時限	第3時限以降
午前10時から午後3時まで		第1時限～第4時限	第5時限以降
午後3時すぎ		当日実施予定の全ての時限	実施せず

(2) 授業・試験の開始後に発令された場合

原則として授業は休講とし、試験は中止としますが、状況によっては続行することもあります。なお、中止となった試験については、研究科の指示に従って下さい。

(3) 居住地または通学経路内に発令された場合

居住地又は通学経路内に発令されている間は、登校しないで下さい。

ただし、愛知県西部、尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、名古屋市のいずれにも発令されていない場合は、授業・試験は通常どおり行われています。

これに該当し、授業・試験を欠席する学生は、「特別欠席届」を後日すみやかに山の畑事務室に提出するなど所定の手続きを行って下さい。欠席した日の気象状況については、日本気象協会ホームページの警報発表履歴で確認します。

(4) その他の気象警報が発令された場合

暴風警報・暴風雪警報に限らず、その他の気象警報（大雨警報、大雪警報等）発令時において、学長、副学長等が必要と判断した場合は、授業・試験を中止することがあります。その場合の学生への周知は、大学ホームページやポータルサイトより行います。

2 公共交通機関運休時の対応について

(1) 大雨・強風・大雪等の気象状況による公共交通機関の運休の場合

通学経路に係る公共交通機関が運休している場合、無理な登校はしないで下さい。

ただし、愛知県西部、尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、名古屋市のいずれにも暴風警報・暴風雪警報が発令されていなければ、授業・試験は通常どおり行われています。

これに該当し、授業・試験を欠席する学生は、「特別欠席届」を後日すみやかに山の畑事務室に提出するなど所定の手続きを行って下さい。その場合、運休の事実を証明する書類が必要となります。

(2) 交通ストの場合

名古屋市営交通、東海旅客鉄道（JR東海）、名古屋鉄道（名鉄）の3社のうち2社以上がストライキを行った場合の授業・試験の取扱は、前項1の（1）で掲げた表に準ずるものとします。

(3) その他の事由による公共交通機関の運休の場合

事故等により、公共交通機関が運休し、授業・試験に出席できなかった場合は、（1）に準じて山の畑事務室にて、所定の手続きを行って下さい。

3 「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合における授業・試験等について

平成29年11月1日に「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表は行われなくなりました。

授業等の実施中に「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合は、大学からの指示に従って行動してください。また、登校前や登校途中の場合は、安全な場所で待機するとともに各自で情報収集に努め、安全を確保してください。

【参考】南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件（気象庁ホームページ）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
南海トラフ地震に関する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行っていません。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

【参考】地震発生時の行動について

名古屋市立大学滝子キャンパス「ポケット防災」（滝子キャンパス自主防災委員会作成）

XVI 定期試験及び定期試験に代わるレポート課題における不正行為に対する懲戒等及び措置に関する指針

名古屋市立大学学生懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第23条の定めるところにより、同規程第3条第1項第4号に掲げる試験等における不正行為に関し、以下のとおり定める。

（定期試験における不正行為の定義）

第1 定期試験において学生が次に掲げる行為を行ったときは、不正行為を行ったものとみなすこととする。

- (1) カンニング（カンニングペーパーを所持し又は見ること、持込みが許可されていないテキスト等を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- (2) 試験時間中に、答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。
- (3) 試験時間中に、携帯電話等を使用すること。
- (4) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- (5) 試験開始の指示の前に問題を見たり解答を始めること。
- (6) 試験終了の指示に従わず、解答を続けること。
- (7) 試験時間中に、携帯電話、時計等の音（着信、アラーム、振動音等）を長時間鳴らすなど、試験の進行に多大な影響を与えること。
- (8) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- (9) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- (10) その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

（定期試験に代わるレポート課題における不正行為の定義）

第2 定期試験に代わるレポート課題において学生が次に掲げる行為を行ったときは、不正行為を行ったものとみなすこととする。

- (1) 既に公表されている著作物やウェブサイトに掲載された他人の文章や図表等の全部又は一部を、引用・出典を明示せずに、故意にあたかも自分自身の作成した文章や図表であるかのように利用すること。
- (2) 他人が作成したレポートの全部又は一部を、あたかも自分自身の作成したレポートであるかのように提出すること
- (3) その他、定期試験に代わるレポート課題の公平性を損なう行為をすること。

（懲戒等及び措置）

第3 第1又は第2に規定する不正行為を行ったものとみなされた学生に対しては、懲戒規程

に基づき、懲戒処分（戒告、停学若しくは退学）又は学部長等による厳重注意（以下「懲戒等」という。）を行う。

2 前項に規定する懲戒等とあわせて、学部長等は、学部等の教授会の議を経て、不正行為の態様に応じて次の各号のいずれかの措置を行うものとする。

(1) その学年における全ての科目の履修及び成績を無効とする。

(2) その学期における全ての科目の履修を無効とする。ただし、通年科目の取扱いは、学部長等が教授会の議を経て決定する。

(3) 当該科目の履修を無効とする。なお、不正行為により教養教育の英語科目が無効となった場合は、当該懲戒等が行われた年度には英語検定試験による単位認定は行わない。

3 前項の規定にかかわらず、その学年における医学部専門教育科目のうち、不正行為を行った時点において、既に履修を終えている科目についてはその履修及び成績を無効とし、現に履修中の科目についてはその取扱いを学部長等が教授会の議を経て決定する。

（懲戒等の通知及び公示）

第4 第3に基づき懲戒等及び措置を行うときは、懲戒等の種類に関わらず、当該学生に通知し、及び公示するものとする。

2 前項の通知については、懲戒処分である者にあつては懲戒規程第14条に定めるところにより、学部長等による厳重注意である者にあつては同条の例により、それぞれ行うものとする。

3 第1項の公示については、懲戒処分である者にあつては懲戒規程第15条に定めるところにより、学部長等による厳重注意である者にあつては同条の例により、当該学生の所属、学年、懲戒等の種類、懲戒等の理由を掲げるほか、措置の内容を明らかにする。

4 第1項および前項の公示は、次の各号に掲げる場所に掲示することにより行う。

(1) 当該学生が所属する学部等の掲示板

(2) 教養教育科目における不正行為の場合、前号に加えて教養教育の掲示板

(3) 懲戒処分を行う場合、前2号に加えて他の学部及び研究科の掲示板

（その他）

第5 第3に定める懲戒等及び措置の基準については、別に定める。

付 記

1 この指針は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に実施する定期試験及び定期試験に代わるレポート課題から適用する。

2 定期試験に準ずる試験及び集中講義に係る試験についても、この指針を準用する。

3 定期試験に準ずる試験に代わるレポート課題及び集中講義に係る試験に代わるレポート課題についても、この指針を準用する。

2026年度

履修要項
(大学院理学研究科)

発行 名古屋市立大学大学院理学研究科
郵便番号 467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1
電話 052-872-5802